

安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める意見書

川内原発が立地する薩摩川内市の南東方向にある日置市は、風下になった場合 30 km 圏内に三分の一強が入る地域です。薩摩川内市では、原発から 5 km 圏内には放射性ヨウ素を吸い込むことによる甲状腺がん発症を防ぐために、安定ヨウ素剤を事前に配布しています。3 歳以上に対しては丸剤を、3 歳未満にはゼリー状の安定ヨウ素剤です。

5 km 圏外については、事故発生後に配布するとされています。また、被ばくレベルが毎時 20 マイクロシーベルトを超えた場合、1 週間以内に避難することになっています。道路が寸断された熊本地震を考えると、事故の際に安定ヨウ素剤を効き目がある時間内に飲めるのか不安があります。

島根県には中国電力の島根原発があり、まだ再稼働の審査中で運転に入っていませんが、昨年から 30 km 圏内での希望者に事前配布を始めました。希望者は説明会に行き、安定ヨウ素剤を受け取るという仕組みです。そして経費は、国に申請し受け取って実施しています。

また、福島原発事故では、放射能汚染が 30 km 地点を超え、50 km 圏内の飯舘村は全村民避難となりました。高浜原発から約 50 km の兵庫県篠山市では、昨年からの希望者への事前配布を始めました。

薩摩川内市の南側に隣接するいちき串木野市では昨年の 12 月市議会へ、医師や歯科医師、薬剤師を含む 659 名の連名による陳情が提出、趣旨採択され、関係行政庁宛に安定ヨウ素剤の希望者への事前配布を求める意見書を提出しています。

また、出水市、阿久根市、始良市でも今年の 3 月議会で希望者への事前配布を求める知事宛の意見書が次々に採択されています。

出水市は半分、始良市は一部が 30 km 圏内となりますが、両市とも市全域の希望者への事前配布を求める意見書となっています。

よって、鹿児島県知事に対し、次の事項について要望します。

記

安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を策定し、日置市での希望者へ配布を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 7 月 11 日

鹿児島県日置市議会議長 並松安文

鹿児島県知事 三反園 訓 様